

議案第 29 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年
9 月三宅町条例第 47 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 4 日提出
三宅町長 森 田 浩 司

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年
９月三宅町条例第４７号）の一部を次のように改正する。

別表中、「10,900円」を「職員の例による」に、

「

21 青少年健全育成協議会	
	日額 3,000円

」

を

「

21 三宅小学校建替に関する有識者委員会委員	
	日額 7,200円

」

に改める。

別表中、「55」を「56」とし、54 地域福祉計画策定委員会委員の項の次に次の１
項を加える。

55 学校運営協議会委員					
年額 5,000 円	//	//	//	//	//

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例新旧対照表

【別表】

現行

区分	報酬額	費用弁償額				
		鉄道賃	船賃	航空賃	車賃1kmにつき	宿泊料1夜につき
1 教育委員会委員						
委員	月額 20,000 円	職員の例 による	職員の例 による	職員の例 による	職員の例 による	10,900 円
2～20 (略)						
21 青少年健全育成協議会委員						
	日額 3,000円	//	//	//	//	//
22～53 (略)						
54 地域福祉計画策定委員会委員						
	日額3,000円	//	//	//	//	//
55 その他委員						
日額3,000円以内で任命権者が町長と協議して定める額		//	//	//	//	//

改正後

区分	報酬額	費用弁償額				
		鉄道賃	船賃	航空賃	車賃1kmにつき	宿泊料1夜につき
1 教育委員会委員						
委員	月額 20,000 円	職員の例による	職員の例による	職員の例による	職員の例による	職員の例による
2～20 (略)						
21 三宅小学校建替に関する有識者委員会委員						
	日額 7,200円	//	//	//	//	//
22～53 (略)						
54 地域福祉計画策定委員会委員						
	日額3,000円	//	//	//	//	//
55 学校運営協議会委員						
	年額 5,000 円	//	//	//	//	//
56 その他委員						
	日額3,000円以内で任命権者が町長と協議して定める額	//	//	//	//	//